

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA法人B事業所（現在は、C法人B事業所）における資格喪失日に係る記録を平成2年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和63年5月1日から平成2年6月30日までA法人B事業所で勤務していたが、同事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が退職日である同年6月30日となっているので資格喪失日の記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C法人B事業所から提出された申立人に係る在職期間証明書及び辞令（写し）、並びにD厚生年金基金から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員台帳及び厚生年金基金資格喪失届（写し）から、申立人は、昭和63年5月1日から平成2年6月30日まで同事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA法人B事業所における平成2年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成2年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日と

して届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、昭和60年4月から高校の常勤講師に任用されたが、当時、常勤講師の任用1年目は共済組合に加入できなかったため、市町村役場で国民健康保険に加入した。その際に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずなので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿調査結果によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できないことから、申立期間は未加入期間に該当し、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、A市町村は、「申立期間当時、初めて国民年金に加入する被保険者に対して、加入手続と同時に窓口で年金手帳を交付していた。」と回答しているが、申立人は、「加入手続は自分で行ったと思う。」と主張しているものの、年金手帳に関する記憶が無い上、国民年金保険料の納付状況及び納付金額に関する記憶もあいまいである。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から33年8月1日まで

私は、中学校卒業後の昭和26年4月から33年7月末までA社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険加入記録を照会したところ、同社における厚生年金保険加入期間について、脱退手当金支給済みとの回答を得た。

当時、脱退手当金の名前すら知らず、請求した記憶も受け取った記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、A社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約10か月後の昭和34年5月29日に支給決定されていることが確認できるところ、その支給額に計算上の誤りは無いほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、脱退手当金が支給決定される約2か月前の同年3月16日付けで、脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「回答済」の表示が確認できる。

また、申立人と同日に退職し、昭和34年6月18日に脱退手当金を支給決定されていることが確認できる同僚は、「希望して、事業主の奥さんに脱退手当金の請求手続をしてもらった。受給者はみんな奥さんが手続をしてくれたはずである。」旨供述していることを踏まえると、当時、A社では、事業所が脱退手当金の請求手続を行っていたことがうかがわれる。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月5日から同年8月4日まで
② 昭和40年6月30日から同年7月1日まで
③ 昭和40年12月11日から41年1月29日まで
④ 昭和43年1月5日から同年2月13日まで
⑤ 昭和43年4月29日から同年5月6日まで
⑥ 昭和46年8月24日から同年9月1日まで
⑦ 昭和46年10月28日から同年11月6日まで
⑧ 昭和46年12月3日から同年12月10日まで
⑨ 昭和49年2月25日から同年3月3日まで
⑩ 昭和49年10月31日から同年11月2日まで
⑪ 昭和50年10月27日から同年11月2日まで
⑫ 昭和53年5月29日から同年6月29日まで
⑬ 昭和54年4月27日から同年5月2日まで
⑭ 昭和57年6月25日から同年7月5日まで

申立期間①については、私は、昭和37年7月5日にA氏所有船舶「B」の甲板員として雇い入れられ、38年6月18日に雇い止めされているが、社会保険事務所（当時）の記録では資格取得日が37年8月4日となっているので、当該期間について船員保険被保険者として認めてほしい。

申立期間②及び③については、昭和40年6月30日にC氏所有船舶「D」の甲板員として雇い入れられ、41年1月29日に雇い止めされているが、社会保険事務所の記録では資格取得日が40年7月1日、資格喪失日が同年12月11日となっているので、当該期間について船員保険被保険者として認めてほしい。

申立期間④については、昭和42年12月27日にE氏所有船舶「F」の甲板員として雇い入れられ、43年2月13日に雇い止めされているが、社会保険事務所の記録では当該船舶所有者における船員保険被保険者記録が無いので、当該期間について船員保険被保険者として認めてほしい。

申立期間⑤については、昭和43年2月15日にG氏所有船舶「H」の甲板

員として雇い入れられ、同年5月6日に雇い止めされているが、社会保険事務所の記録では資格喪失日が同年4月29日となっているので、当該期間について船員保険被保険者として認めてほしい。

申立期間⑥及び⑦については、I氏所有船舶「J」の甲板員として昭和46年8月24日に雇い入れられ、同年11月6日に雇い止めされているが、社会保険事務所の記録では資格取得日が同年9月1日、資格喪失日が同年10月28日となっているので、当該期間について船員保険被保険者として認めてほしい。

申立期間⑧については、昭和46年12月3日にK社所有船舶「L」の甲板員として雇い入れられ、同年12月10日に雇い止めされているが、社会保険事務所の記録では同社における船員保険被保険者記録が無いので、当該期間について船員保険被保険者として認めてほしい。

申立期間⑨については、昭和49年2月25日にM氏所有船舶「N」の甲板員として雇い入れられ、同年6月17日に雇い止めされているが、社会保険事務所の記録では資格取得日が同年3月3日となっているので、当該期間について船員保険被保険者として認めてほしい。

申立期間⑩については、昭和49年10月31日にM氏所有船舶「N」の甲板員として雇い入れられ、50年2月28日に雇い止めされているが、社会保険事務所の記録では資格取得日が49年11月2日となっているので、当該期間について船員保険被保険者として認めてほしい。

申立期間⑪については、昭和50年10月27日にG氏所有船舶「O」の甲板員として雇い入れられ、51年2月14日に雇い止めされているが、社会保険事務所の記録では資格取得日が50年11月2日となっているので、当該期間について船員保険被保険者として認めてほしい。

申立期間⑫については、昭和53年5月29日にP氏所有船舶「Q」の甲板員として雇い入れられ、同年6月29日に雇い止めされているが、社会保険事務所の記録では当該船舶所有者における船員保険被保険者記録が無いので、当該期間について船員保険被保険者として認めてほしい。

申立期間⑬については、昭和54年4月26日にR氏所有船舶「S」の甲板員として雇い入れられ、同年6月14日に雇い止めされているが、社会保険事務所の記録では資格取得日が同年5月2日となっているので、当該期間について船員保険被保険者として認めてほしい。

申立期間⑭については、昭和57年2月23日にT社所有船舶「U」の甲板員として雇い入れられ、同年7月5日に雇い止めされているが、社会保険事務所の記録では資格喪失日が同年6月25日となっているので、当該期間について船員保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人がA氏所有船舶「B」に甲板員として昭和37年7月5日に雇い入れられ、38年6月18日に雇い止めされていることが確認できる。

しかしながら、上記の船舶所有者は既に死亡しているため、申立人の当該期

間における船員保険料の控除について供述が得られなかった。

また、上記の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、当該期間に船員保険被保険者記録が確認できる同僚で、供述が得られた5人のうち申立人を記憶している1人からは、申立人が当該期間において船員保険料を控除されていたことをうかがわせる供述が得られなかった。

さらに、上記の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿の被保険者証番号に欠番は無く、申立人の当該期間に係る社会保険事務所の記録が欠落したものは考え難い。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②及び③については、申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人がC氏所有船舶「D」に甲板員として昭和40年6月30日に雇い入れられ、41年1月29日に雇い止めされていることが確認できる。

しかしながら、上記の船舶所有者は、「私自身高齢であり、遠い昔のことなので申立人を全く覚えておらず、当時の書類等も無いので分からない。」と供述している。

また、上記の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、当該期間に船員保険被保険者記録が確認できる同僚で、供述が得られた9人のうち申立人を記憶している5人からは、申立人が当該期間において船員保険料を控除されていたことをうかがわせる供述が得られなかった。

さらに、オンライン記録によると、昭和40年4月5日から同年7月1日までの期間及び同年12月11日から41年8月3日までの期間、申立人は国民年金に加入し、この間の国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

加えて、上記の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿の被保険者証番号に欠番は無く、申立人の当該期間に係る社会保険事務所の記録が欠落したものは考え難い。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間④については、申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人がE氏所有船舶「F」に甲板員として昭和42年12月27日に雇い入れられ、43年2月13日に雇い止めされていることが確認できる。

しかしながら、上記の船舶所有者は既に死亡しているため、申立人の当該期間における船員保険料の控除について供述が得られなかった。

また、上記の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、当該期間に船員保険被保険者記録が確認できる同僚で、供述が得られた11人のうち申立人を記憶している1人からは、申立人が当該期間において船員保険料を控除されていたことをうかがわせる供述が得られなかった。

さらに、オンライン記録によると、昭和43年1月5日から同年2月17日までの期間、申立人は国民年金に加入し、同年1月分の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、上記の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿の被保険者証番号に欠番は無く、申立人の当該期間に係る社会保険事務所の記録が欠落したものと

は考え難い。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑤については、申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人がG氏所有船舶「H」に甲板員として昭和43年2月15日に雇い入れられ、同年5月6日に雇い止めされていることが確認できる。

しかしながら、上記の船舶所有者は既に死亡しているため、申立人の当該期間における船員保険料の控除について供述が得られなかった。

また、上記の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、当該期間に船員保険被保険者記録が確認できる同僚で、供述が得られた13人のうち申立人を記憶している5人からは、申立人が当該期間において船員保険料を控除されていたことをうかがわせる供述が得られなかった。

さらに、オンライン記録によると、昭和43年4月29日から同年5月8日までの期間、申立人は国民年金に加入し、同年4月分の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、上記の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿の被保険者証番号に欠番は無く、申立人の当該期間に係る社会保険事務所の記録が欠落したものは考え難い。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑥及び⑦については、申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人がI氏所有船舶「J」に甲板員として昭和46年8月24日に雇い入れられ、同年11月6日に雇い止めされていることが確認できる。

しかしながら、上記の船舶所有者は既に死亡しているため、申立人の当該期間における船員保険料の控除について供述が得られなかった。

また、上記の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、当該期間に船員保険被保険者記録が確認できる同僚で、供述が得られた14人のうち申立人を記憶している3人からは、申立人が当該期間において船員保険料を控除されていたことをうかがわせる供述が得られなかった。

さらに、上記の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿の被保険者証番号に欠番は無く、申立人の当該期間に係る社会保険事務所の記録が欠落したものは考え難い。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑧については、申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人がK社所有船舶「L」に甲板員として昭和46年12月3日に雇い入れられ、同年12月10日に雇い止めされていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、K社は、昭和40年5月30日に船員保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、K社は、昭和59年5月24日に解散しており、事業主は既に死亡している上、申立人は当該期間における同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の当該期間における船員保険料の控除について供述が得られなかった。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑨については、申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人がM氏所有船舶「N」に甲板員として昭和49年2月25日に雇い入れられ、同年6月17日に雇い止めされていることが確認でき、申立期間⑩については、申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人がM氏所有船舶「N」に甲板員として同年10月31日に雇い入れられ、50年2月28日に雇い止めされていることが確認できる。

しかしながら、上記の船舶所有者は既に死亡しているため、申立人の当該期間における船員保険料の控除について供述が得られなかった。

また、上記の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、当該期間に船員保険被保険者記録が確認できる同僚で、供述が得られた4人のうち申立人を記憶している2人からは、申立人が当該期間において船員保険料を控除されていたことをうかがわせる供述が得られなかった。

さらに、上記の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿の被保険者証番号に欠番は無く、申立人の当該期間に係る社会保険事務所の記録が欠落したものは考え難い。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑪については、申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人がG氏所有船舶「O」に甲板員として昭和50年10月27日に雇い入れられ、51年2月14日に雇い止めされていることが確認できる。

しかしながら、上記の船舶所有者は既に死亡しているため、申立人の当該期間における船員保険料の控除について供述が得られなかった。

また、上記の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、当該期間に船員保険被保険者記録が確認できる同僚で、申立人を記憶している2人からは、申立人が当該期間において船員保険料を控除されていたことをうかがわせる供述が得られなかった。

さらに、上記の船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿の被保険者証番号に欠番は無く、申立人の当該期間に係る社会保険事務所の記録が欠落したものは考え難い。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑫については、申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人がP氏所有船舶「Q」に甲板員として昭和53年5月29日に雇い入れられ、同年6月29日に雇い止めされていることが確認できる。

しかしながら、上記の船舶所有者は連絡先不明であるため、申立人の当該期間における船員保険料の控除について供述が得られなかった。

また、上記の船舶所有者に係る船員保険被保険者原票において、当該期間に船員保険被保険者記録が確認できる同僚のうち、供述が得られた2人はいずれも申立人を記憶しておらず、申立人の当該期間における船員保険料の控除について供述が得られなかった。

さらに、上記の船舶所有者に係る船員保険被保険者原票の被保険者証番号に欠番は無く、申立人の当該期間に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑬については、申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人がR氏所有船舶「S」に甲板員として昭和54年4月26日に雇い入れられ、同年6月14日に雇い止めされていることが確認できる。

しかしながら、上記の船舶所有者は、「船員保険の加入手続はV島の船主組合の事務長に委任していた。当時の書類等を保存していないので申立人の申立てについては不明であるが、申立人の雇入れが月の下旬であれば、事務長の判断で資格取得日を翌月初旬にしたのだと思う。」と供述している。

また、上記の船舶所有者に係る船員保険被保険者原票において、当該期間に船員保険被保険者記録が確認できる同僚で、供述が得られた6人のうち申立人を記憶している1人からは、申立人が当該期間において船員保険料を控除されていたことをうかがわせる供述が得られなかった。

さらに、上記の船舶所有者に係る船員保険被保険者原票の被保険者証番号に欠番は無く、申立人の当該期間に係る社会保険事務所の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑭については、申立人が提出した船員手帳の写しから、申立人がT社所有船舶「U」に甲板員として昭和57年2月23日に雇い入れられ、同年7月5日に雇い止めされていることが確認できる。

しかしながら、T社は、「当時の書類を保存していない。」と供述している上、当該期間の事業主及び船員保険事務担当者は既に死亡しているため、申立人の当該期間における船員保険料の控除について供述が得られなかった。

また、T社に係る船員保険被保険者名簿において、当該期間に船員保険被保険者記録が確認できる同僚で、供述が得られた16人のうち申立人を記憶している3人からは、申立人が当該期間において船員保険料を控除されていたことをうかがわせる供述が得られなかった。

さらに、T社に係る船員保険被保険者名簿の被保険者証番号に欠番は無く、申立人の当該期間に係る社会保険事務所の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者としてすべての申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月 1 日から 40 年 8 月 31 日まで
② 昭和 40 年 9 月 1 日から 43 年 1 月 10 日まで

申立期間①については、私は、A社に昭和 39 年 9 月 1 日に入社し、40 年 8 月 31 日まで同社に継続して勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では同社における厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②については、A社を退職後の昭和 40 年 9 月にB事業所に就職し、43 年 1 月 10 日まで同事業所に継続して勤務していたが、社会保険事務所の記録では同事業所における厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚二人が、申立人を記憶している旨供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記の二人の同僚のうち一人は、「私は、入社時に社長から社会保険に加入するかどうか聞かれ、社会保険の加入の手続を行ってもらった。私と同じ勤務形態であった同僚の一人は、社会保険に加入していなかったため、当時、A社では、希望者のみが厚生年金保険に加入していたと思う。」と供述している。

また、A社は、既に廃業しており、当時の事業主は高齢のため供述が得られず、同社の廃業時の事業主は、「当時の書類は何も残っていない。」と供述していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記の二人の同僚からは、申立人が当該期間において厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述が得られなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、B事業所の事業主の配偶者の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、B事業所又はC氏が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、B事業所の事業主の配偶者は、「B事業所は、開業時から廃業時まで個人事業所で厚生年金保険の適用事業所になったことはない。」と供述している。

さらに、当該配偶者及び申立人は、「当時、従業員は申立人一人のみであった。」と供述していることから、B事業所は、当該期間において厚生年金保険の強制適用事業所の要件を満たしていなかったことが認められる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年1月5日から平成2年10月21日まで
② 平成2年10月21日から14年8月1日まで

申立期間①については、私は、昭和62年1月5日から平成2年10月20日までA社で長距離運転手として勤務していた。当時、給料月額は35万円から40万円ぐらいだったのに、社会保険事務所（当時）の記録では、同社に係る標準報酬月額（18万円から24万円）が実際の給与支給額とは異なっているので調査の上、記録を訂正してほしい。

申立期間②については、平成2年10月21日から14年8月1日までB社で長距離運転手として勤務していた。同社は、A社の関連会社であり、当時、給料月額は35万円から40万円ぐらいであった。社会保険事務所の記録によると、同社に係る標準報酬月額（17万円から22万円）は、実際の給与支給額とは異なっているので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に係る標準報酬月額の記録が実際の給与支給額とは異なっていると申し立てている。

しかしながら、当時のA社の社会保険事務担当者は、「社長の意向で、実際の給与額よりも大幅に低く報酬月額を申告していた。保険料控除については、低く申告した標準報酬月額に基づいて計算した保険料を給与から控除していた。」と供述している。

また、A社における当時の役員は、「私の標準報酬月額も、実際の給与額の6割ぐらいの額となっている。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、昭和62年1月から同年12月までの期間に申立人を含む20人が資格取得しているが、そのうち申立人を含む17人の資格取得時報酬月額が18万円、2人の資格取得時報酬月額が15万円、もう1人の資格取得時報酬月額が11万8,000円であることが確認でき、その後の定時決定においても、申立人の標準報酬月

額がほかの同僚に比べて特に低額となっているという事情は見当たらない。

加えて、A社は、平成14年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の元代表取締役は、「会社が倒産したため、当時の資料は保管していない。」と回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料を得ることができない。

また、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正されていた事情は確認できず、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、B社に係る標準報酬月額の記録が実際の給与支給額とは異なっていると申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立人から提出されたB社における平成11年1月、同年2月、同年4月、同年9月から12年7月までの期間、同年10月、13年2月、同年4月及び14年1月から同年7月までの期間の給与明細書を見ると、14年7月を除く当該期間の給与支給額に見合う標準報酬月額は、28万円から41万円であることが確認できるが、上記の給与明細書において厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたことが認められる。

また、当時のB社の社会保険事務担当者は、「厚生年金保険料について、会社が納付する保険料を減らすために、実際に支払っていた給与額よりも低い給与額を社会保険事務所に届け出ていた。会社からの指示があって、ずっとそのようにしていた。」と供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。